

群馬県家庭婦人バスケットボール連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は、群馬家庭婦人バスケットボール連盟と称し群馬県バスケットボール協会に所属する。

第2条 本連盟の事務局は、理事宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、バスケットボール競技を通じて、家庭婦人の健康増進と相互の親睦を図り、群馬県におけるバスケットボールの健全な普及と発展を目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. バスケットボール競技大会の開催
2. バスケットボールの技術の向上並びに普及
3. 各種バスケットボール大会への代表の派遣
4. その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

第5条 本連盟は、第3条の目的に賛同する群馬県に在住する家庭婦人バスケットボール愛好者で組織する。

第6条 本連盟に加盟登録しようとするチームは、その団体名、所在地、責任者の氏名、住所、構成員などを明記し、所定の加盟登録金を添えて申し込むものとする。
なお、本連盟への加盟登録は、毎年度ごとに更新するものとし、本連盟に加盟登録したチームは自動的に群馬県バスケットボール協会に加盟登録したものとする。

第4章 役員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

(役員選出については、推薦委員会を置くことができる。)

会 長 1 名 副会長 若干名 顧問 若干名 参与 若干名

理 事 長 1 名 副理事長 若干名 常任理事 若干名 会計監査 2名

理 事 各登録チームより1名 事務局員 若干名

第 8条 会長、副会長は総会で選出する。

1. 会長は、本連盟を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第 9条 名誉会長、名誉顧問を置くことができる。

第10条 顧問・参与は、会長が推薦し総会で承認する。

第11条 理事長、副理事長は、総会で選出し、会長がこれを委嘱する。

1. 理事長は、本連盟の総務を統括する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。

第12条 常任理事は、理事の中より互選又は会長の推薦により選出し、総会で承認する。

第13条 理事は、各登録チームより1名とする。理事は、大会時において総務委員、競技委員などとなり大会運営を行う。

第14条 監事は、総会の同意を得て会長が委嘱し、会計を監査する。

第15条 役員の任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じた時は適宜、これを補充する。補充役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第5章 運 営

第16条 本連盟に次の決議機関ならびに執行機関を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. 役員会
4. 事務局

第17条 総会は本連盟の最高決議機関である。

1. 総会は第7条に定める役員で構成し、年1回会長が招集し、その議長となる。
2. 総会は役員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。
3. 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 役員の選出ならびに承認
 - (2) 事業計画ならびに事業報告
 - (3) 予算ならびに決算
 - (4) 本規約の改廃
 - (5) その他連盟運営に関する重要な事項

4. 総会の議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。可否同数の時は議長がこれを決める。

第18条 役員会は随時理事長が招集し、その議長となる

1. 役員会は、理事長、副理事長、常任理事、事務局員で構成する。
2. 役員会は、総会、理事会に先立ち、その運営に必要な事項を検討し、各会議が円滑に進行するよう取り図る。

第19条 理事会は随時理事長が招集し、その議長となる。

1. 理事会は、監事、顧問、参与、推薦理事を除く第7条に定める役員で構成する。但し、監事、顧問、参与の出席を妨げない。
2. 理事会は第19条第1項で定める役員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。
3. 理事会は本連盟の事業執行に関する事項を審議する。
4. 理事会の議事は理事の過半数の同意をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決める。

第20条 事務局は、総会・理事会・役員会の決するところに従い会務を執行する。

第6章 会計

第21条 本連盟の経費は、次に掲げるもので充当する。

1. 加盟登録金
2. その他

第22条 本連盟の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

1. 本規約は、平成8年4月1日 施行。
2. 平成19年3月 3日 一部改正（事務局について）
3. 平成21年3月 7日 一部改正（推薦委員会、名誉会長・顧問について）
4. 平成24年3月10日 一部改正（事務局について）